

- 令和2年9月14日、第2回庄内川流域治水協議会を書面にて開催。
- 9市3町および国土交通省 多治見砂防事務所が構成員として新たに参加。
- 協議会では、頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」に向けた検討の必要性に関する意見等が出された。
- 今般、河川・流域における対策およびソフト対策について、あらゆる関係者による検討状況を9月25日時点でとりまとめ。
- 引き続き、流域対策メニュー等の具体化に向けて、さらに議論を深めていくことを確認。

日時：令和2年9月14日（月）
（書面開催）

構成員：流域市町（18市4町）、
岐阜県、愛知県、
多治見砂防国道事務所、
庄内川河川事務所

庄内川流域治水プロジェクト【素案】からの変更点

1. 新川圏域、堀川圏域、庄内川上流圏域、土岐川圏域の事業（河川における対策）の追加。
2. 雨水排水網の整備・増強等下水道事業を追加。
3. 砂防施設の整備等の土砂災害対策を追加。
4. 庄内川水系としての流域における対策、ソフト対策の概要を記載。
5. 流域における対策に「安全なまちづくり」に向けた取組の検討を追加。
(協議会での意見を踏まえ追加)

協議会での主な意見と対応

【中間とりまとめ(案)について】

意見：流域における対策として、頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」に向けた取組を検討していく旨を示すべき。

対応：流域における対策の方向性に関わる内容であるため、追記。

意見：流域治水プロジェクトに示す浸水想定範囲を想定最大規模で示すべき。

対応：他水系との横並びから浸水想定範囲を整備計画規模としている。年度末のプロジェクト策定に向けた参考として活用。

意見：各事象に即したタイムラインの明確化と周知が必要。

対応：年度末のプロジェクト策定に向けた、検討を進める上での参考として活用。

【その他】

流域全体の取組内容等の広く一般の方にもわかりやすい打ち出し方についても意見が出された。